

2020/5/21

関係者各位

エムティ・エンド・エムティビー株式会社

【重要】「緊急事態宣言」にともなう営業時間短縮 期間延長のお知らせ

この度の新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言 延長をうけて、以下の措置を実施致します。

お取引先の皆様および関係者各位、弊社でご就業中の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■営業時間の短縮

- ・期間…2020/5/21（木）～2020/5/31（日）
- ・営業時間…平日 10:00～14:00
- ・弊社社員は時間短縮しての勤務のほか、時差出勤または在宅勤務とさせていただきますので、できるだけメールでご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

■ご登録（面談）予約の当面延期

- ・期間…2020/5/7（木）～2020/5/31（日）
- ・ご応募・ご登録に関するお問い合わせは、下記ホームページよりメールでお問い合わせ下さい。（ご登録済みの方は、人材支援部までメールでお問い合わせ下さい。）
<https://www.mtbank.co.jp/job/entry.html>
担当者より追ってご返信いたします。尚、ご返信までに1週間程度いただくことがございます。予めご了承下さい。

■セミナー開催の当面延期

- ・期間…2020/4/8(水)～2020/5/31（日）
- ・セミナーに関するお問い合わせは、下記ホームページよりメールでお問い合わせ下さい。
<https://www.mtbank.co.jp/contact/index.html>
担当者より追ってご返信いたします。尚、ご返信までに1週間程度いただくことがございます。予めご了承下さい。

■依頼機関（医療機関・企業）様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大対応に伴い、貴院・貴社の業務運営・体制に変更が発生する場合には、弊社担当者までご連絡ください。
- ・ご依頼やご連絡事項がございましたら、人材支援部宛てにできるだけメールでご連絡をいただけますようお願い申し上げます。至急のご用件につきましては、代表電話の自動アナウンスでご案内する緊急連絡先までお電話下さい。

■弊社でご就業中の皆様へのお願い（紹介先でのご就業も含みます）

- ・弊社では、医療従事者という社会的要請のある人材を支援するべく、依頼機関様からのご依頼は引き続きお受けし、ご就業可能な方には、感染予防のうえご勤務をお願いしております。

しかしながら、体調不良や、ご高齢の方と同居されているなどご勤務に不安のある方は、ご遠慮なく、人材支援部までご相談下さい。

- ・【至急のご用件について】3営業日以内のお仕事の遅刻・早退・欠勤連絡、体調に関するご連絡等は、営業時間外については、フリーダイヤルにてご案内する緊急連絡先までお電話下さい。

- ・【至急のご用件以外について】その他にご連絡事項がございましたら、人材支援部宛てにメールにてご連絡下さい。至急・優先度に応じて、順次ご返信いたします。尚、お受けいただいているお仕事キャンセルとなる場合は、すみやかにご連絡いたしますので、仕事有無のお問い合わせは控えていただけますようお願いいたします。

- ・感染予防のお願い

①不要不急の外出、人込みをできるだけ避ける

②十分な手洗い、感染予防対策に則った(※3・4)手指消毒の実施

③感染予防対策に則った(※3・4)マスク着用

④発熱や咳などの症状がある人との不必要な接触は避け、接触した場合は十分な手洗い

⑤十分な栄養と休養

- ・以下に該当する方で、ご就業の予定がある方は、各都道府県の「帰国者・接触者センター(※5)」にご相談のうえ、人材支援部までご連絡下さい。

①2020年1月以降に中国本土・香港への渡航履歴がある方、またはその方たちと接触をした可能性のある方

②感染症状(※1)のある方、または感染した方と接触をした可能性のある方

- ・前項に該当されない方でも、体調が優れない場合（発熱や咳など）は、人材支援部までご連絡下さい。

- ・就業先及び紹介先などから、感染防止対策の実施や協力依頼が案内された場合は、すみやかに人材支援部までご連絡下さい。

- ・中国本土・香港への渡航は、当面お控えいただくようお願いいたします。

※1

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

（参考）厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

※2

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

※3

新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_qa_00001.html#Q8

（抜粋）

問8 感染を予防するために注意すべきことはありますか？心配な場合には、どのように対応すればよいですか？

まずは、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを行ってください。
咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手でおさえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。特に屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いるときはご注意ください。
また、持病がある方などは、上記に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。
なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。
（新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には問14をご覧ください）

問9 「咳エチケット」とは何を行うことですか？

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。
詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

問10 マスクをした方がよいのはどのような時ですか？

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。咳やくしゃみ等の症状のある人は積極的にマスクをつけましょう。
予防用にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられますが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。

問12 一般的に濃厚接触とはどのようなことでしょうか？

必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、接触した方などを濃厚接触者としています。今回の新型コロナウイルス感染症に関する情報は、国立感染症研究所のホームページをご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

※4

日本渡航医学会 産業保健委員会、日本産業衛生学会 海外勤務健康管理研究会

新型コロナウイルス情報—企業と個人に求められる対策—

<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/coronavirus02.pdf>

(2) 流行期における基本的対応

企業レベルでの予防対策

1 個人の感染予防

- 手指衛生および咳エチケットなどの実施
- 主たる感染経路は飛沫感染および接触感染と考えられているので、手指衛生および咳エチケットなどの基本的衛生管理による感染症予防を行う。
- 手指衛生の基本は水道水と石鹸による手洗いである。手の表面に付着したウイルスを洗い流すことで、感染症の予防を行う。アルコール消毒薬（70%）は現在入手が難しい状況である。水道水と石鹸による手洗いができない環境において、アルコール消毒薬を利用することが望ましい。
- 健康状態のモニタリング
- 発熱（37.5℃以上）した場合は出勤せず自宅待機とする、発熱がなくても体調不良の兆候が見られる場合にも、出勤をさせないことを徹底することが重要である。

※5

新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_qa_00001.html#Q8